

令和元年十一月二十九日提出  
質問第一〇五号

宗教活動に関わる事業のキャッシュレス決済に関する質問主意書

提出者 大西 健介

## 宗教活動に関わる事業のキャッシュレス決済に関する質問主意書

訪日外国人観光客の増加にともない、お守りやお札の授与、賽銭やお布施の受け付けを電子マネーやクレジットカードなどのキャッシュレス決済で行う寺社等が出てきているが、宗教法人では、従来、賽銭などのお布施やお守りなど宗教活動に関わる事業は、原則、非課税となっている。

この点、キャッシュレス決済を導入することで、決済事業者への手数料が生じると、収益事業とみなされ、非課税ではなく課税対象となるとの見方があるが、政府の見解如何。

右質問する。